# 第5章 基本方針と基本施策

# 1 環境目標 | 「環境負荷の少ないまちを目指します」

# 基本方針 I - 1

# 有害化学物質等の適正な管理

ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等は、大気や水、土壌といった私たちを取り巻く環境中に残留し、人体や生態系に重大な被害をもたらす可能性が指摘されています。工場及び事業場においては、使用及び排出に際して有害物質等の適正な管理を行うものとし、市は国及び県と連携し監視・指導を行います。また、環境汚染を未然に防止するために市民・事業者・市による情報の共有化を図ります。

# 施策① ダイオキシン類対策

- ダイオキシン類の監視・測定
  - ■工場及び事業場からの排出ガス、大気、河川及び地下水のダイオキシン類の環境 濃度を把握するため、継続して監視・測定を行います。
  - ●「きれいな空気巡視員」を始めとする市民の協力による監視活動を継続します。
- 工場及び事業場へのダイオキシン類の規制・指導
  - ■工場及び事業場がダイオキシン類の排出の抑制に努めることができるよう、事業者等との情報の共有を図ります。
  - ●「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」に基づき、工場及び事業場からの排出ガス中のダイオキシン類濃度の監視・測定を行うとともに規制・指導を行っていきます。
- 廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出抑制
  - ●一定規模以上の廃棄物焼却施設の新規の設置に関して「熊谷市廃棄物焼却施設の 設置等に関わる紛争の予防及び調整に関する条例」に基づき、地域住民、事業者、 市の三者間で調整を図り、排出抑制のための取組を継続して推進していきます。
  - ●家庭用小規模焼却炉の無料回収を行い、焼却施設数の減少を推進することで、ダイオキシン類の排出総量を削減します。

# 施策② アスベスト対策

- 事業者へのアスベスト対策の指導・啓発
  - ●アスベストを含有する建築物の除去工事を実施する事業者に対して、大気中への 飛散防止対策の徹底や適正な処理の指導を行います。
- 市民へのアスベストに関する情報の提供
  - ▶大気中のアスベスト濃度やアスベストに関するQ&A等について、市報やホームページを利用して情報を提供します。

# 施策③ 土壤污染対策

- 土地の所有者等への土壌汚染対策の指導
  - 「土壌汚染対策法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、有害物質を使用する 施設の廃止等が行われた場合には、土壌汚染状況調査に関する指導を継続して行います。
  - 「土壌汚染対策法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、一定規模以上の土地の形質変更等に関する規制、指導を継続して行います。

# 施策④ 有害化学物質等の排出の抑制

- 有害化学物質等の調査の実施
  - ●有害化学物質等による汚染が危惧される場合には、調査・測定を実施します。
- 化学物質の適正使用の指導
  - ●低化学肥料、低農薬による農産物の栽培を推進することにより、環境保全型農業を推進します。
  - ●市民への合成洗剤、殺虫剤、除草剤等の適正使用を呼びかけます。

# 施策⑤ 空間放射線量の測定及び除染

- 市有施設での空間放射線量の測定
  - ●保育所、幼稚園及び小・中学校の校庭、市庁舎並びに公園等の市有施設で、空間 放射線量の測定を実施し、市ホームページで測定結果を公表します。
- 市民からの要望による空間放射線量の測定
  - ●市が管理する施設等について、自治会などの市内の公益を目的とする団体からの 測定の要望があった場合には、職員が測定を行います。
  - ●市民が測定した場所が市の定める除染基準値\*¹を超えている場合には、職員が再 測定を行います。

#### ● 除染の実施

●市有施設において、除染基準を超える放射線量が確認された場合には、速やかに除染を行う等、適切な対応を行います。



<sup>\*1</sup> 地表から 1 メートルの高さの空間放射線量が 0.23  $\mu$  Sv/h以上。ただし、子供たちの活動の場である保育園、幼稚園、小・中学校、公園については、地表付近の空間放射線量が 0.23  $\mu$  Sv/h以上。

# 基本方針 I -2

# 環境に配慮した産業の推進

大量生産・大量消費という社会システムの環境に過度の負荷を与えるあり方を見直し、環境負荷の少ない経済活動へと転換していくため、地域環境資源を有効に活用し、環境に配慮した事業者の育成に取り組むとともに、各関連団体との協働において、環境に配慮した安全な製品やサービスを提供することを推進します。

また、大学や研究所、事業所などと連携し、環境に関する共同研究等を推進していきます。

# 施策① 地域資源を活用した取組の支援

#### ● 環境に配慮した事業者への支援

- ●地域環境資源を活用し、環境に配慮した新製品の開発に意欲的に取り組む事業者を支援します。
- ●公害防止協定の締結を条件に、市内に立地する事業者に対して、奨励金を交付します。
- ●再生可能エネルギーの開発・利用促進を図る事業者を支援します。
- ●環境に配慮した先進的営農活動を支援し、特別栽培農産物認定事業(低化学肥料、 低農薬による農産物の栽培)により、環境保全型農業を支援します。

#### ● 地産・地消の推進

●生産地から消費地への輸送に伴うエネルギー消費量削減の観点から、消費者と生産者の交流会や産業祭などのイベントを通し、地域の農産物を地域内で消費する地産・地消を推進します。

#### ● 地域環境資源を活用したまちづくり

- ●歴史や文化資源等を活用した商店街を整備し、地域環境資源に親しめるまちづくりを推進します。
- ●熊谷市の伝統行事である「熊谷うちわ祭」や「熊谷花火大会」などの充実に努めるとともに、歴史的建造物の保護や、周辺整備を行い、ネットワーク化を図るなど、文化資源に親しめるまちづくりを推進します。

# 施策② 環境マネジメントシステムの導入・促進

#### ● 事業者の環境マネジメントシステムの導入促進

市内事業者に対しては、環境マネジメントシステムの導入を促進します。

# 施策③ 産学官の連携推進

#### ● 環境に関する共同研究の推進

- ●「熊谷市産学官連携に関する基本協定書」に基づき、市内企業や立正大学と、環境に関する共同研究を推進します。
- ■「環境共生型手法による地下水再生に関する研究」など産学官連携により地下水 再生の研究を推進します。
- ●産学官協働による地形等地域特性を踏まえたヒートアイランド現象・対策に関する研究を推進します。
- ●産学官協働による「風の道づくり」・「水の道づくり」などの研究を推進します。

#### ● 市内事業者の環境技術の導入支援

- ●ヒートアイランド対策等環境保全に貢献する市内事業者に技術協力を要請し、協 働による取組を推進します。
- ●環境技術の研究を意欲的に行っている市内事業者に対する支援を行います。

# ◆「風の道づくり」・「水の道づくり」とは

市街地や住宅地に、緑地や水面からの涼風が通るような風通しのよいまちを目指した、都市計画づくりを研究するものです。

中心市街地へ風の流れを誘導するように公園や緑地を連続的に配置したり、建物などの緑化や高さ制限等が例として挙げられます。

また、水辺からの風が中心市街地に届くよう、水辺周辺から市街地へ続くような緑地の整備や建物の配置の工夫等があります。

風の道や水の道は、都市の気温上昇を緩和し、ヒートアイランド対策 に有効であるだけでなく、地球温暖化防止や大気汚染防止などにもつな がります。

# 

# 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策として、現在の地球環境を悪化させる日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの削減は、急務とされています。

本市においても温室効果ガスの削減に向けた様々な取組が行われていますが、更なる 努力が必要です。

全国的にも暑いまちの一つである本市は、率先して温室効果ガス排出量の削減に取り 組みます。

# 施策① 省エネルギー活動の促進

#### ● 省エネルギー活動の推進

- 「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定して、市の事務・事業から排出 される温室効果ガスの削減に率先して取り組みます。
- 「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、市民・事業者が環境に配慮した行動を実践するための施策を促進します。
- ●省エネ住宅・省エネ機器を普及させるための啓発を図ります。

#### ● 事業者の環境マネジメントシステムの導入促進

- ●市内事業者に対しては、環境マネジメントシステムの導入を促進し、環境負荷の 低減に向けた自主的な取組の推進を促します。
- 市民への省エネルギー活動の普及
  - 地球温暖化防止活動推進センターが実施する省エネ・節電窓口相談などの活動を支援します。
  - ●「一日エコライフ DAY」への取組の普及・拡大に努めます。
  - ●アイドリング・ストップや加減速の少ない運転、エアコン使用の抑制、道路交通情報 の活用による計画的な走行など、環境に配慮した運転(エコ・ドライブ)の実践を啓 発します。

# 施策② 再生可能エネルギー等の推進

- 再生可能エネルギーの導入推進
  - 「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、本市の地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入を推進します。
  - ●市有施設への太陽光発電システム等の設置や、次世代自動車(電気自動車・天然 ガス車等)の導入を推進します。
  - ●住宅用太陽光発電システムの設置補助を推進し、再生可能エネルギーの普及拡大 を図ります。
  - ●農畜産系バイオマスの導入にかかる研究開発を推進します。
  - ●その他再生可能エネルギーの導入について、国及び県の補助・支援制度を市民・ 事業者が積極的に活用することができるよう情報の提供に努めます。



# 基本方針 **I-**4

# ヒートアイランド対策の推進

本市では、地球温暖化問題に加え、ヒートアイランド現象により、夏の気温が非常に高くなります。このため、平成19年10月1日に、当時、日本一暑いまちとして「ヒートアイランド対策推進都市」を宣言しました。この暑さを解消し、快適に過ごせるまちを目指してさまざまな取組を行っていきます。

# 施策① 都市形態等の改善

- ・「風の道づくり」・「水の道づくり」の研究
  - ●産学官協働による「風の道づくり」・「水の道づくり」等の研究を推進します。
  - ●産学官協働による地形等地域特性を踏まえたヒートアイランド現象・対策に関する研究を推進します。
- ヒートアイランド対策を考慮した宅地開発の促進(スマートタウン)
  - ●宅地開発において、先進的な環境技術の導入や街区レベルでのエネルギーの効率 的な利用を目指すスマートタウンづくりなどを通じて、先進的な省エネ住宅の普 及促進及びヒートアイランド対策を考慮した取組への支援を行います。

# 施策② 人工排熱の低減

- 建物等からの排熱を減らすための対策
  - ●省エネルギー診断等を活用し、市有施設の省エネルギー化を図ります。
  - 「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、人工排熱を低減させる施策 を促進します。
  - 高効率給湯器等省エネルギー型設備の普及促進を図ります。
  - ■工場・事業場等からの排熱等、未利用エネルギーの利用促進を図ります。
  - ●市内事業者に対しては、環境マネジメントシステムの導入を促進し、環境負荷の 低減に向けた自主的な取組の推進を促します。
- 自動車の熱を減らすための対策
  - ●幹線道路を計画的に整備するとともに、パークアンドライドを推進します。
  - ●鉄道やバス事業者に対し、運行ルートの見直しや本数の増加要望等により利便性の向上を図るとともに、「熊谷市ゆうゆうバス」についても利用しやすい運行体制の見直しを図ることにより、公共交通機関の利用を促進し、自家用車の利用を低減します。
  - ●アイドリング・ストップや加減速の少ない運転、エアコン使用の抑制、道路交通 情報の活用による計画的な走行など、環境に配慮した運転(エコ・ドライブ)の 実践を啓発します。
  - ノーカーデーについて市民や事業者への普及啓発を図ります。

# 施策③ 建築物・地表面等の高温化抑制

#### ● 建物等の高温化抑制

- ●民間住宅における遮熱塗装工事の普及促進を図ります。
- ●市有施設における遮熱塗装工事を推進します。
- ●市道や駐車場等における遮熱舗装や透水性舗装の使用促進を図るとともに、保水性舗装を検討します。
- ●河川水路の開渠化を推進します。
- 直接空気を冷やすための冷却ミスト装置を設置します。

#### 施策④ 緑化の推進

# ● 建築物等の緑化の推進

- ●公共施設における屋上緑化・壁面緑化を推進します。
- ●民間施設の屋上緑化や壁面緑化の支援・誘導を行います。
- ●生垣に対する啓発を図ります。
- ●学校などの公共施設や工場・事業場の敷地内の緑化を推進します。
- ■植樹による緑陰の創出など緑の道づくりに努めます。
- ●道路緑化による「緑の環境軸」を形成します。



# 施策⑤ 「ヒートアイランド対策推進都市」としての啓発

#### ● クールダウンへの啓発

- ●「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定して、市の事務・事業から排出 される温室効果ガスの削減に率先して取り組みます。
- 「くまがやエコライフフェア」等を通じ、市民・事業者に対して省エネルギー意識の更なる向上を啓発します。
- ■環境教育講座、環境施設見学会や生涯学習講座において、ヒートアイランド現象 に対する学習を促進します。
- ●市、環境団体、NPO等との連携により、省エネライフ等ヒートアイランド対策の普及啓発を推進します。
- ●家庭や地域での節電や熱中症予防のほか、地域コミュニティの育成や地域活性化 にもつながる「クールシェア」運動を促進します。
- ●マイうちわ、打ち水、葦簀(よしず)、簾(すだれ)等の利用によるエコライフへの回帰を啓発します。

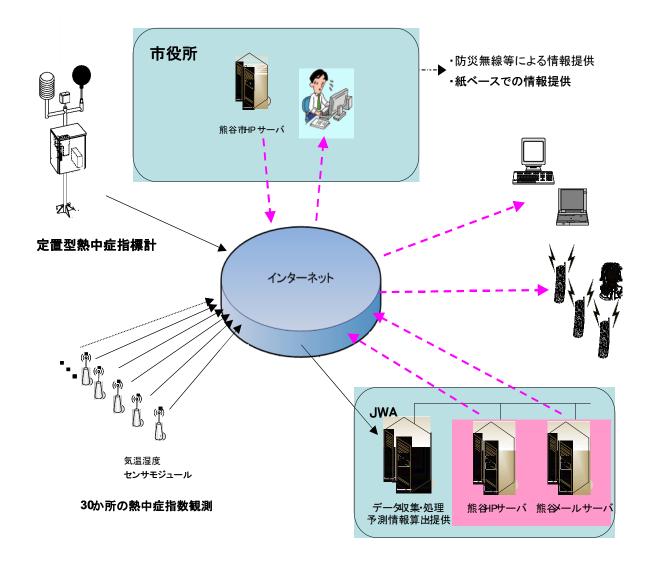




#### ● 熱中症の予防に関する情報発信

- ●熱中症の危険度を測定する市役所設置の熱中症指標計と市内30か所の観測データを基にきめ細かな熱中症予防情報を提供し、市民の安全と健康を守ります。
- 熱中症予防情報を防災行政無線放送、広報車及び塵芥収集車による放送、市のホームページ、携帯電話へのメール等により発信し、熱中症に対する注意喚起・啓発を図ります。
- ●熱中症予防のリーフレットや熱中症予防グッズを民生委員等に配布し、単身高齢者などの巡回見守りに活用します。

# 「あっぱれ!熊谷流」熱中症予防情報の提供



#### ● 暑さ対策事業の推進

■暑さから市民を守るとともに、暑さを活用した地域の活性化と情報発信を図るこ とを目的として、「暑さ対策プロジェクトチーム」を設置し、暑さに対する新たな 対策と活用策の調査・研究及び企画・立案を行います。

# 暑さ対策事業

暑さにまけるな中学生事業(平成23年度~)

市内全ての公立中学校 2 年生を対象とした

熱中症対策講習を 学校の授業の一環 として実施する。



まちなかオアシス事業(平成23年度~)

市内の公共施設で、 屋外等で気分が 悪くなった市民のために、 休息場所を設置する。



涼しさ体感アート事業(平成23年度~)

視覚的効果による 「暑さ対策」として、 市の玄関口である駅の 階段に涼感演出を与え るアート展示行う。



※平成24年度は、市民協働「熊谷の力」涼しさ体感事業。

熱中症予防グッズ配布事業(平成 23 年度~)

市内に居住する高齢者と小学生に対し「クー ルスカーフ | を 配布し、熱中症 予防、救急搬送等 の重症者の減少を 図る。



暑さ対策 PR 事業 (平成 23・24 年度)

本市の暑さ対策の取組を広く PR するため、

CM を作成し、 市内の映画館など で放映する。



デジタルサイネージ設置事業(平成25年度~)

JR 熊谷駅の改札外側に 情報発信用の電光掲示板を 設置し、熱中症予防情報等 を発信し、有効な運用を 図る。



クール&スマイル時計事業(平成25年度~)

人気サイト「美人時計」と協力し、熊谷市民

のモデルが登場する 枠を設け、本市 HP と リンクさせ、市の暑さ 対策や熱中症予防情報 発信を強化する。



保育所ひんやりペタペタ事業(平成25年度)

保育所のコンクリートテラス部分に熱交換 塗料を塗布し、 夏季においても 快適な保育環境を 確保する。





★計画を効果的に推進するにあたり、以下の数値を環境指標として 設定し、計画の実施状況や成果を検証していきます。

なお、環境指標は、計画の推進段階においても必要に応じて追加していきます。

NO.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (平成 18 年度)	計画策定時 中間目標値 (平成 24 年度)	中間見直し時 現状値 (平成 24 年度 <u>)</u>	計画策定時 目指す方向 (平成 29 年度)
	熊谷衛生センター 第一工場 1 号炉		0. 001914	現状値以下 (参考) 大気	0. 00936	現状値以下 (参考) 大気
	熊谷衛生センター 第一工場2号炉 熊谷衛生センター及等の第44人		0.00033	排出基準値 1.0以下	0. 00134	排出基準値 1.0以下
	び江南清掃センター 照合衛生センター における排出ガス中第二工場1号炉	ng-TEQ/m³ N	0. 00534	現状値以下 (参考) 大気	0. 03028	現状値以下 (参考) 大気
	で (	ng ibw/ iii iv	0. 00633	排出基準値 5.0以下	0. 04380	排出基準値 5.0以下
	江南清掃センター 1 号炉		0. 00284	現状値以下 (参考)大気 排出基準値 1.0以下	0. 00188	現状値以下 (参考) 大気 排出基準値 1.0以下
102-1	環 境 基 準 達 成 状 况 (年平均値)	ng-TEQ/m³	0. 067	現状値以下 (参考)環境基 準値 0.6以下	0. 050	現状値以下 (参考)環境基 準値 0.6 以下
102-2	河川水のダイオキシ ン類濃度 三尻都市 環境基準達成状況下水路 (年平均値)	pg-TEQ/@	0. 54	現状値以下 (参考) 環境 基準値 1.0 以 下	0. 077	現状値以下 (参考)環境 基準値 1.0 以 下
103	土壌中の重金属環境基準達成状況*1	%	100 (平成17年度*2)	100	100 (平成 22 年度*²)	100
104-1	有害大気ベンゼン(年平均値) 熊谷市役所	μg/m³	1.4	現状値以下 (参考)環境 基準値3以下	0. 96	現状値以下 (参考)環境 基準値3以下
104-2	有害大気トリクロロエチレン (年平均値) 熊谷市役所	$\mu \mathrm{~g/m^3}$	1.1	現状値以下 (参考) 環境 基準値 200 以 下	0. 56	現状値以下 (参考)環境 基準値 200 以 下
104-3	有害大気テトラクロロエチレン (年平均値)熊谷市役所	μg/m³	0. 51	現状値以下 (参考) 環境 基準値 200 以 下	0. 11	現状値以下 (参考) 環境 基準値 200 以 下
104-4	有害大気ジクロロメタン (年平均値)熊谷市役所	μg/m³	0. 51	現状値以下 (参考) 環境 基準値 200 以 下	1. 9	現状値以下 (参考)環境 基準値 200 以 下

<sup>\*1</sup> 主に汚染が懸念されている地区を調査対象としているため、展望として目標数値を設定している。

<sup>\*2</sup> 本調査は 5 年に一度の実施であり、平成 17 年度、平成 22 年度の値となっている。

	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (平成 18 年度)	計画策定時 中間目標値 (平成 24 年度)	中間見直し時 現状値 (平成 24 年度)	計画策定時 目指す方向 (平成 29 年度)
106	地下水中の有害物質の環境基準達成 状況* <sup>1</sup>	%	90	100	100	100
106	特別栽培農産物作付面積	ha	_		90	105
107	地産地消参加農家数	戸	_		674	750
108	直売所の売上高	百万円	_	_	1, 253	1, 420
109	市有施設の CO <sub>2</sub> 削減率* <sup>2</sup>	%	_		地球温暖化対 策地域推進計 画にて提示	(中間見直し
110	市域全体からの CO2排出量	t-CO <sub>2</sub>	地球温暖化対策地域推進計画にて提示			
1 111	省エネ・省資源行動を実践している市 民の割合	%	90	95	92.3	97
	埼玉県エコアップ認証制度認証取得 事業者数	所	0	30	4	60
113	太陽光発電システム(10kw 以上)を導 入した市有施設数	箇所	2	6	14	9→26 (中間見直し により修正)
114-1	住宅用太陽光発電システム(10kw 未 満)の導入数	基	352	650	4, 731	950→4,878 (中間見直し により修正)
114-2	生宅用太陽光発電システム(10kw 未 満)の住宅における普及率	%	_	_	3	8
115	熱中症救急搬送車数	人	_		106	100

\_

<sup>\*1</sup> 主に汚染が懸念されている地区を調査対象としているため、展望として目標数値を設定している。

<sup>\*2</sup> 平成 21 年度を基準年度として再計算した値。

# 2 環境目標 || 「環境資源を大切にするまちを創ります」

# 基本方針 Ⅱ-1

# 良質な水環境の保全

本市は、荒川や利根川、その他多くの河川、水路、池沼、地下水、湧水など豊富な水資源に恵まれています。良質な水環境は、私たちの生活に潤いを与え、動植物の生息環境にとって大切なものであります。水質汚濁の主な原因となる生活排水や工場及び事業場の排水による汚濁物質の排出を抑制することにより、水環境の保全に取り組んでいきます。

# 施策① 水質の保全

- 水質の調査・監視の実施
  - 河川・水路・地下水等の水質調査を継続して実施し、水質汚濁の状況を把握します。
- 生活排水対策の推進
  - ■「熊谷市生活排水処理基本計画」に基づき、効果的かつ効率的な汚水処理施設の 整備を進めます。
  - ●公共下水道の整備推進を図り、公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の 設置整備を促進するとともに、農業集落排水処理施設の適正な維持管理を行います。
  - ●くみ取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、設置者に対する費用の一部を補助します。
  - ●浄化槽設置者に対し、保守点検、清掃、法定検査など適正な維持管理を指導する とともに維持管理費を補助します。

#### ● 用水の通年通水の検討

- ●水辺景観の回復や悪臭防止のため、さらに良好な水質の確保のために、年間を通した用水路の通水を検討します。
- 工場及び事業場における排水対策の推進
  - 工場及び事業場の適正な排水対策についての情報提供を継続して行います。
  - ●市有施設の排水処理施設は適正に維持・管理をします。
  - ●各種公害防止法令に基づき、工場及び事業場に対する立入検査を継続して実施し、 監視・指導を行います。
  - ■「水質汚濁防止法」に基づき、特定施設の設置等に関する規制、指導を継続して 行います。
  - ●「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、指定排水施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。

## ● 上・下流地域との連携

- ▶上・下流地域の関係行政機関等との連携を図ります。
- 上流地域の河川環境の改善や森林整備の推進のため、市民や事業者のボランティア活動を支援します。

# 施策② 水循環の確保

#### ● 環境に配慮した河川の改修

● 三面コンクリート護岸を見直し、多自然型護岸の整備を推進することにより、多様な野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。

#### ● 雨水の地下浸透の推進

- ●雨水浸透桝の設置協力を推進します。
- ●開発許可にあたっては、雨水浸透型施設の設置を指導します。
- ●歩道や公共施設の駐車場などで、透水性舗装工事の導入を推進します。
- ●保水・遊水機能をもつ農地の保全を推進します。

#### ● 雨水の再利用の促進

●雨水貯留施設や遊水池を設置することにより、雨水の有効利用及び内水氾濫防止 を図ります。

#### ● 湧水の復活のための調査研究

●湧水復活のための調査研究を推進します。

# 基本方針 Ⅱ-2

# 豊かな自然環境の保全・創造

本市には、ムサシトミョに代表される希少な動植物が多くみられますが、都市化の進行によりこれらの貴重な生育環境が失われつつあります。

このため、生物多様性の保全の重要性を認識し、市は、市域全体における動植物の生息状況の把握、実態調査を行い、県、事業者、市民との連携により、多様な動植物の生息・生育環境の保全創造に努めます。

# 施策① 動植物の保護及び生育環境の保全

#### ● 動植物の保護活動の推進

- ●希少野生動植物の生息・生育環境を保全します。
- ●希少な野生生物を始めとする動植物の保護団体の活動を支援します。
- ●希少な野生生物を始めとする動植物の保護の啓発を推進します。
- ●市域全体における動植物生息・生育状況の調査を行います。

#### ● ムサシトミヨの保護

- ●生息地周辺の小中学校等に増殖池を整備し、環境教育・学習を目的とした児童・ 生徒による保護増殖活動の支援を継続して行います。
- ●種の保存の観点から、生息地の分散化を関係機関と連携して推進します。
- ●希少野生生物の種としての保護のために、国及び県の「埼玉県ムサシトミョ保護 管理事業計画」と連携した事業を推進します。
- ●熊谷市ムサシトミョ保護センターを拠点とし、「熊谷市ムサシトミョをまもる会」 をはじめとする環境保護団体及び一般市民などによる指定区域内の清掃、草刈り を支援し、あわせて保護意識の普及啓発を行います。
- ●元荒川の水質検査を定期的に行い、水質の監視に努めます。

#### ● ホタルの保護の推進

- ●「熊谷市ホタルの保護に関する条例」により、ホタルの捕獲や生息の妨げとなる 行為を禁止していきます。
- ●ホタルの生息に支障がないよう、保護重点区域に新たに流入することとなる生活 排水等の状況を把握していきます。
- ●「熊谷市ほたるを保護する会」によるホタルの発生数調査を行うとともに、カワニナ捕獲防止パトロールを支援し、生息地の拡大に努めます。
- ●無秩序なホタルの放流を禁止し、遺伝子の撹乱の防止に努めます。
- ■ホタルの保護活動を推進するとともに、ホタルの保護や観賞マナーなどの啓発を 推進します。
- ●生息環境を保護するために、生活排水の流入防止に向けた事業への取組や、<sup>\*\*</sup>塩や 護岸の改良を検討します。
- 講演会、シンポジウムの開催などホタルの保護に関する啓発活動を推進します。

#### ● 特定外来生物等の対策

- ●特定外来生物及び要注意外来生物の生息区域及び被害状況等の情報収集に努めます。
- ●特定外来生物及び要注意外来生物対策の情報等の公表や、発見した際の行政機関への通報の啓発を行います。
- ●オオクチバス等の放流禁止の啓発と徹底を、看板の設置等により図ります。
- ●必要に応じて、特定外来生物の駆除や対策を行います。
- ●県のアライグマ防除実施計画に基づく防除と情報の収集を行います。
- ●飼っている外来生物を野外に放さない等の啓発に努めます。

# 施策② 里山・樹林地の保全

#### ● 里山の保全

- ●里山の重要性を啓発していきます。
- ●所有者と地域住民及びボランティア等が実施する里山の保全に協力していきます。
- 環境学習、生涯学習の場として里山を活用し、自然と親しむ場の創出に努めます。
- 動植物や昆虫等多様な生物が生息する里山の自然環境の保全と復元を推進します。
- ●里山の資源の有効活用に取り組みます。
- ■里山への不法投棄防止に努めます。

#### ● 樹林地の保全・拡大

- 雑木林、社寺林、屋敷林などの小規模樹林地の保全と拡大により、生物の生息環境を確保します。
- ●雑木林や社寺林など身近な樹木を中心とした「ふるさとの森」の保全を図ります。

# 施策③ エコ・ネットワークづくり

#### ● 拠点となる地域の自然環境の保全

- ●水の軸である荒川・利根川を中心とした生き物の生息環境の核となっている水辺や樹林、さらにこれらの核の間に点在する屋敷林などの小規模な樹林の保全に努めます。
- 平地林、斜面林、屋敷林など、市街地周辺に分散している生き物の生息環境の中で、とくにまとまった樹林地を形成し、多様な生物が生息している荒川南部を中心とする地域の自然環境の保全に努めます。

#### ● 自然環境のネットワーク化の推進

●豊かな環境を結ぶ緑地や水辺空間の創出と、環境に配慮した水路・河川・道路づくりをとおして、市街地に生物が生息でき、移動できるような市域全体に連続性のある環境づくりを推進します。



# 基本方針 Ⅱ 一3

# 歴史・文化的環境の保全

本市には、平山家住宅などの建造物や多様な自然と一体となった歓喜院聖天堂・貴惣 門や宮塚古墳等、数多くの歴史・文化遺産が文化資源として継承されています。

多様な自然を有する歴史・文化遺産は景観環境資源であるとともに、歴史的建造物とあわせて先人のかつての生活様式を学ぶことのできる貴重な財産です。私たちはこうしたものから郷土への誇りと愛情をもち、伝統を大事にする心を醸成し、多様な歴史・文化遺産を将来へと引き継いでいかなければなりません。

# 施策① 文化財の保護及び市史の編さん

#### ● 文化財の保護

- ●貴重な文化遺産である文化財を、後世に継承するため調査、保存、活用します。
- ●市内の文化財等の歴史的価値の大切さを啓発します。

#### ● 熊谷市史の編さん

●市の広範な歴史を体系的にまとめ、情報を提供することにより、本市の歴史を将来の世代に伝えます。

# 施策② 伝統文化の保護・伝承

#### ● 伝統文化と親しむ機会の創出

- ●伝統文化の鑑賞や発表の場をつくります。
- ●伝統文化への理解を深めるために触れたり、学習する機会の創出に努めます。
- ●伝統文化を受け継ぐ後継者育成活動を支援します。

# 基本方針 Ⅱ-4

# 循環型社会の構築

本市では、分別の徹底と再資源化により、ごみの減量を進めており、一人あたりのごみの排出量は、平成16年度以降おおむね横ばいの傾向を示しています。今後も市民や事業者が一体となって、3R(廃棄物の発生抑制=リデュース、再利用=リユース、再生利用=リサイクル)への取組を更に拡充し、資源循環型社会の形成を目指します。また、これらへの対応のための意識啓発に努めます。

# 施策① 廃棄物の発生の抑制、再利用の促進

#### ● 3R 運動の推進

- 家庭から排出される廃棄物の削減を図ります。
- ●資源物の分別の徹底を図ります。
- ●市民のリサイクル活動を支援し、資源回収の更なる促進を図ります。
- 事業者に対しレジ袋の削減及び有料化を呼びかけ、また、市民に対しマイバッグ 利用を呼びかけます。
- ●マイ箸運動の普及推進を図ります。
- ●食品残渣やし尿汚泥、畜産系廃棄物等を原料とした有機堆肥の生産に取り組みます。

#### ● ごみの排出抑制への支援

- ■コンポストや生ごみ処理機による自家処理や堆肥化等による再利用の普及・啓発 及び購入補助を継続して実施します。
- 家庭系木質ごみの減量のための支援策を検討します。

#### ● ごみの資源化の推進

- ◆大里広域市町村圏組合において、不燃ごみの中からガラス、空きびん、鉄、アルミニウム、ペットボトル等のリサイクル可能な有価物を回収し、資源化を継続して推進します。
- 可燃ごみ焼却施設から発生する焼却灰等をセメント原料とする、資源化を継続して推進します。
- ●廃食用油の回収・再利用を推進します。

#### ● 計画的な廃棄物処理の推進

•循環型社会の実現のため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般 廃棄物(ごみ)処理基本計画(10年間の予想計画)」並びに「一般廃棄物処理実施 計画(単年度計画)」に基づき、排出量、収集方法、施設の整備等を定め、ごみ処 理施策を計画的に推進します。

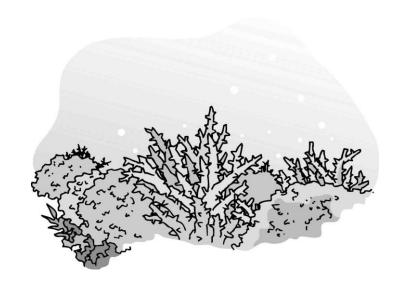
#### 施策② 不法投棄対策の推進

#### ● 産業廃棄物対策

- ●不法投棄されている産業廃棄物の山の解消に向けて、国・県に強く要請していく とともに、さいたま環境整備事業推進積立金(通称・けやき基金)の活用等を検 討していきます。
- ●新たな産業廃棄物の山を作らせないために「環境美化推進員」等からの通報体制の整備や関係行政機関と連携した不法投棄監視パトロールの実施を行います。
- 事業活動に伴い発生する廃棄物に関して、一般廃棄物と産業廃棄物の分別や適正 処理の方法等の指導を事業者に対し行います。
- ●不法投棄の早期発見等を図るため、環境美化推進員以外にも警察、消防、郵便局、 新聞店等との協力体制を構築できるよう検討します。

# ● ごみの散乱防止策の啓発

- ●空き缶、タバコ等のポイ捨てをなくすための啓発を図り、地域環境の美化に努めます。
- 家電製品等の不法投棄をなくすための周知を図ります。
- ●「熊谷市土砂等のたい積に関する条例」に基づき、無秩序な土砂の堆積を規制するとともに、不法投棄の防止と生活環境の保全を推進します。
- ●空地の適正管理を指導し、雑草の繁茂を防止することにより廃棄物等の放置を未 然に防止します。
- 関係行政機関との連携による産業廃棄物運搬車両の路上調査の実施を検討します。





 本計画を効果的に推進するにあたり、以下の数値を環境指標として 設定し、計画の実施状況や成果を検証していきます。

なお、環境指標は、計画の推進段階においても必要に応じて追加していきます。

NO.		環境指標	単位	計画策定時 現状値 (平成 18 年度)	計画策定時 中間目標値 (平成 24 年度)	中間見直し時 現状値 (平成 24 年度)	計画策定時 目指す方向 (平成 29 年度)	
201	全市の汚水処理	率	%	61	70	71.4	70→80 (中間見直しに より修正)	
202	下水道の整備率		%	_	_	82.6	87	
203-1	合併処理浄化槽の	の整備率	%	29. 6	40	45.8	50→60 (中間見直しに より修正)	
203-2	合併処理浄化槽の	の法定検査実施率	%	_	_	36. 3	50	
		利根川(刀水橋)		7.4 (年平均)		7.5 (年平均)		
204-1	pH(水素イオン 濃度)	荒川 (久下橋)		8.3 (年平均)	現状値以下 (参考)環境基	8.0 (年平均)	現状値以下 (参考)環境基	
204 1		和田吉野川(吉見橋)		7.5 (年平均)	準値 6.5~8.5	7.6 (年平均)	準値 6.5~8.5	
		福川(昭和橋) ※H18 は吉野橋		7.3 (年平均)		7.4 (年平均)		
		利根川(刀水橋)			10 (年平均)	現状値より改 善 (参考) 環境基 準値 7.5 以上	10 (年平均)	現状値より 改善 (参考) 環境基 準値 7.5 以上
204-2	DO(溶存酸素量)	荒川 (久下橋)	mg/Q	10 (年平均)	現状値より改善	10 (年平均)	現状値より 改善 (参考) 環境基 準値5以上	
		和田吉野川(吉見橋)		9.1 (年平均)	(参考) 環境基 準値5以上	8.6 (年平均)		
		福川(昭和橋) ※H18 は吉野橋		6.1 (年平均)		5.6 (年平均)		
		利根川(刀水橋)	mg/Q	1.2 (年平均)	現状値以下 (参考)環境基 準値2以下	1.4 (年平均)	現状値以下 (参考)環境基 準値2以下	
204-3	BOD(生物化学的	荒川 (久下橋)		1.2 (年平均)	7H.11\1-4\\1-4	0.9 (年平均)		
	酸素要求量)	和田吉野川(吉見橋)		<u>m</u> g/₺	ms/ &	2.3 (年平均)	現状値以下 (参考)環境基準値3以下	2.3 (年平均)
		福川(昭和橋) ※H18 は吉野橋		5.9 (年平均)	- 準値3以下	4.8 (年平均)	準値3以下	

NO.		環境指標	単位	計画策定時 現状値 (平成18年度)	計画策定時 中間目標値 (平成 24 年度)	中間見直し時 現状値 (平成 24 年度)	計画策定時 目指す方向 (平成 29 年度)
		利根川(刀水橋)		9 (年平均)		4(年平均)	
204.4	cc (河海州所具)	荒川 (久下橋)	mg/0 4 (年平均) 20 (年平均) 14 (年平均)	現状値以下	3(年平均)	現状値以下	
204-4	SS(浮遊物質量)	和田吉野川(吉見橋)			(参考)環境基 準値 25 以下	22 (年平均)	(参考) 環境基 準値 25 以下
		福川(昭和橋) ※平成 18 年度は吉野橋				8 (年平均)	
		利根川 (刀水橋)		27,000 (年平均)	環境基準値以下	12,000 (年平均)	環境基準値 以下
204-5	大腸菌群数	荒川(久下橋)	MDN /1000	43,000 (年平均)	(参考) 環境基 準値 1,000 以下	7, 100 (年平均)	(参考) 環境基 準値 1, 000 以下
204-5	八肠困群级	和田吉野川(吉見橋)	MPN/100m@	57,000 (年平均)	環境基準値以下	6,200 (年平均)	環境基準値 以下
		福川(昭和橋) ※平成 18 年度は吉野橋		1,800,000 (年平均)	(参考) 環境基 準値 5,000 以下	590,000 (年平均)	(参考) 環境基 準値 5, 000 以下
205	農地・水保全管理	支援事業の活動対象面積	ha	_	_	4, 508	5, 100
206	地下水質環境基準	值達成度*1	%	94.4 (18 地点中 17 地点達成)	100 (全地点達成)	100 (全地点達成)	100 (全地点達成)
207	河川清掃活動参加	1者数	人	4, 000	4, 300	2, 780	4,600 →4,000 (中間見直しに より修正)
208	ムサシトミヨの生	总数	匹	15, 700 (平成 17 年度*²)	22,000	22,655 (平成 23 年度* <sup>2</sup> )	32,000
209	ホタルの保護重点	区域内のホタル確認数*3	匹	782	1,500	941	2,000→500 (中間見直しに より修正)
210	環境保全のための樹木等の面積*4		ha	72	100	83	120→100 (中間見直しに より修正)
211	自然環境保全活動に参加した市民の割合		%	18	30	18.6	40
212	定期的に芸術・文化活動に親しむ市民の数		人	48, 365	51, 500	46, 525	53,500 →85,500 (中間見直しに より修正)

 $<sup>^{*1}</sup>$ 主に汚染が懸念されている地区を調査対象としているため、展望として目標数値を設定している。

<sup>\*2</sup> 本調査は 5 年に一度程度の実施であり、平成 17 年度、平成 23 年度の値となっている。

<sup>\*3</sup> 中間見直し前は単位時間あたりに目視確認できたホタルの実数に係数を乗じ「生息数」としていたが、中間見直し後は実際に確認できた数をそのまま計上することとした。

<sup>\*4</sup>中間見直し前は「保存の指定を受けた樹林の面積」としていたが、保存の指定を受けた樹林以外の樹林等も含まれているため、中間見直しにより名称を変更。

# 第5章 基本方針と基本施策

NO.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (平成18年度)	計画策定時 中間目標値 (平成 24 年度)	中間見直し時 現状値 (平成 24 年度)	計画策定時 目指す方向 (平成 29 年度)
213	文化財施設の利用見学者数	人	6, 124	9, 500	128, 685	12,500 →105,000 (中間見直しに より修正)
214	市民一人一日あたりのごみ排出量	g	1, 194	1,000	1, 110	900
215	市民一人あたりの資源回収率	%	13	15	22.81	20→27 (中間見直しに より修正)
216	マイバッグを利用している市民の割合	%	29	40	56. 3	50→65 (中間見直しに より修正)
217	リサイクルフェアの来場者	人	1, 200	1,800	2, 428	2,000→2,500 (中間見直しに より修正)
218	焼却灰のセメント原料資源化率	%	99. 94	100	100	100
219	コンポスター・生ごみ処理容器等購入 補助件数	件 (累計)	2,909 (平成9年度 から)	3, 500	3, 445	4,000

# 【参考指標】

NO.	環境指標		単位	計画策定時 現状値 (平成 18 年度)	中間見直し時 現状値 (平成 24 年度)
/> de		水道用		53, 892	53, 594(平成 22 年度)
参考 201	地下水揚水量	建築物用	m³/目	2, 861	2,758(平成22年度)
		工業用		23, 107	26, 751(平成 22 年度)
参考 202	ふるさとの森指定箇所		所	12	12
参考 203	ふるさと歩道の延長		km	36. 22	36. 22
参考 204	埼玉県自然環境保全地域		所	1	1
参考 205	埼玉県鳥獣保護区		所	3	3
		国指定		6	6
参考		県指定		38	42
206	指定文化財の件数	市指定	件	251	250
	国登録有形文化財			3	3

# 3 環境目標Ⅲ「環境と調和した快適なまちを創造します」

# 基本方針 Ⅲ-1

# 快適な生活環境の確保

快適な生活環境を確保するためには、大気汚染や騒音・振動、悪臭などの公害の発生 を抑制する必要があります。

大気汚染の対策としては、汚染物質の排出源である固定発生源(工場及び事業場等) と移動発生源(自動車排出ガス等)への対応が必要となります。

騒音・振動対策としては、工場及び事業場への対応に加え、建設作業、道路交通に起 因するものへの対応が必要となります。

悪臭は、感覚公害と呼ばれており、人それぞれ感じ方が違うものです。主な発生源は、 工場及び事業場、畜産関係施設等となっています。

このような公害の未然防止と汚染物質の削減対策に、更に力を入れて取り組み、安全で快適な生活環境の保全と創出に努めます。

# 施策① 公害の防止

#### ● 公害未然防止の取組

- 公害の防止や環境負荷の低減を図るとともに、事業者の環境保全活動を促進し、 健全で快適な環境を確保することを目的として、市内の工場及び事業場との公害 防止協定を締結します。
- ●各種公害防止法令に基づき、工場及び事業場に対する立入検査を継続して実施し、 監視・指導を行います。

#### 施策② 大気汚染の防止

#### ● 大気環境の調査・監視等の実施

▶大気環境の実態把握のため、環境基準が定められている物質の監視測定を継続して行います。

#### ● 固定発生源対策による大気汚染の防止

- ●「大気汚染防止法」に基づき、特定施設の設置等に関する規制、指導を継続して 行います。
- ●「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、指定ばい煙発生施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。
- ■「ダイオキシン類排出抑制条例」で、市が委嘱している「きれいな空気巡視員」 による工業団地内の巡視を継続して実施し、生活環境を損なう不適切焼却の早期 発見に努めます。
- ●野外焼却防止のため、パトロールを継続していきます。

#### ● 移動発生源対策による大気汚染の防止

- ●幹線道路を計画的に整備するとともに、パークアンドライドを推進します。
- ●県の自動車使用管理計画制度の趣旨を活かし、自動車排出ガスの抑制を図る観点 から、次世代自動車の導入等の取組について指導を行います。
- 鉄道やバス事業者に対し運行ルートの見直しや本数の増加要望等により利便性の 向上を図るとともに、「熊谷市ゆうゆうバス」についても利用しやすい運行体制の 見直しを図ることにより、公共交通機関の利用を促進し、自家用車の利用を低減 します。
- ●アイドリング・ストップや加減速の少ない運転、エアコン使用の抑制、道路交通 情報の活用による計画的な走行など、環境に配慮した運転(エコ・ドライブ)の 実践を啓発します。

#### 施策③ 騒音・振動の防止

- 騒音・振動の監視・測定
  - 騒音・振動の実態を把握するため、自動車騒音の測定を継続して行います。
- 工場及び事業場への騒音・振動の規制・指導
  - ●「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、特定施設の設置や、特定建設作業を 実施する事業者等に関する規制、指導を継続して行います。
  - ●「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、指定騒音・振動施設の設置や、指定騒音 作業を実施する事業者等に関する規制、指導を継続して行います。
  - ●「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、事業所等に対し、深夜の音響機器使用規制等、指導を継続して行います。
- 周辺環境に配慮した行動の啓発
  - ■騒音・振動は市民生活に伴うものもあることから、市民一人ひとりが周辺への影響に配慮した行動ができるよう啓発策を実施します。

#### 施策④ 悪臭の防止

- 悪臭の測定・規制・指導
  - 畜産施設や工場及び事業場に係る苦情が発生した場合は、臭気測定を行うととも に施設の改善や管理の適正化等の指導を行います。
- 周辺環境に配慮した行動の啓発
  - 畜産施設等については、臭気の発生しやすい時期を捉えて、臭気低減のための巡回啓発を行います。

# 基本方針 Ⅲ-2

# 良好な都市環境の創造

良好な都市環境の形成をはかるためには、自然や歴史、文化といった地域の特性をふまえた適切な土地利用を推進する必要があります。また、市民一人ひとりが身近な環境を保全するための、美化活動に取り組むことも重要です。

市民及び事業者との協働により、環境共生型の都市環境の創造を推進していきます。

# 施策① 環境配慮型の都市を保全・形成する取組の推進

#### ● 良好な都市景観の保全・形成

●景観の形成に関する方針等を定めた「熊谷市景観計画」及び「熊谷市景観条例」 に基づき、先導的に景観形成に取り組む地区として選定した中心市街地地区や聖 天山周辺地区をはじめとして、住宅地や田園・丘陵地等において緑と調和した良 好な景観の保全・形成を推進します。

#### ● 環境と共生する中心市街地の整備

●「中心市街地活性化基本計画」の策定にあたっては、環境との共生の視点を盛り 込み、環境共生型の市街地づくりを推進します。

#### ● 環境に配慮したまちづくりの推進

●市の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」の見直し にあたり、環境配慮の視点も踏まえたまちづくりを推進します。

## 施策② 環境美化の推進

#### ● 環境美化活動の推進

- ●「花いっぱい運動」や「ごみゼロ運動」といった市民の自発的な参加により展開 される美化活動のよりいっそうの活性化を促します。
- ●きれいな水辺環境を創出するため、市民の自発的な参加による河川の清掃活動を 推進し、美化活動に努めます。

#### ● 環境美化のモラル意識の啓発

- ●空き地の適正管理を指導し、モラルの向上を図ります。
- ・放置自転車の防止対策として、立しょう指導や放置自転車等の撤去を継続して行います。
- ◆大のふんの適切な処理対策として、啓発用プレートや回覧用チラシを作成するほか広報等で周知するなど、飼い主に対して注意を促します。
- 路上喫煙による受動喫煙被害と吸殻のポイ捨てを防止するため、「熊谷市路上等の 喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例(通称:路上喫煙マナー条例)」による 迷惑喫煙の防止対策を実施します。

# 基本方針 Ⅲ一3

# 都市緑化の推進

都市化の進展により、身近な緑の存在は貴重なものとなっております。みどりは市民にとって安らぎの場を提供すると同時に、生き物が生息するために不可欠なものとなっており、二酸化炭素の吸収や水の蒸散作用などにより、地球温暖化やヒートアイランドの防止機能もあります。より多くの緑を確保できるよう、公園や緑地の整備に加え、宅地や建築物等の屋上、壁面の緑化など様々な取組を推進していきます。

# 施策① 都市緑地の整備

#### ● 緑地保全・創造の推進

- ●「熊谷市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を図ります。
- ●農地の緑地機能を計画的に保存し、また、生産緑地制度の適切な運用により、良好な都市環境の形成に努めます。
- →緑地を適正に保全していくため、「緑地管理協定」の締結を推進します。
- ●生垣に対する啓発を図ります。
- ●民間施設の屋上緑化や壁面緑化の支援・誘導を行います。
- 区画整理地内等における樹木のむやみな伐採処理を防ぐため、「緑の里親」の取組 や公園等への移植を普及促進します。

#### ● 新たな緑の創出

- ●公共施設における屋上緑化・壁面緑化を推進します。
- ●学校などの公共施設や工場及び事業場の敷地内の緑化を推進します。
- ●植樹による緑陰の創出など「緑の道づくり」に努めます。
- 道路緑化による「緑の環境軸」を形成します。
- ●「緑の道づくり」や「緑の環境軸」等を推進するため、熊谷の緑の現状を調査し、 「緑の地図」の作成を検討します。

# 施策② 縁と親しむ場の創出

#### ● 緑と親しむ仕組みづくり

- ●市民が主体的に公園を守る取組を推進することにより、身近な緑に親しめる場の 創出に努めます。
- ●都市公園、子ども広場等において、既存樹木の維持管理を行うとともに、新たな 植樹を行います。
- ●緑の保護意識や公園への親しみを養うため、公園樹木への樹名板の設置を継続して行います。
- ●「人生記念樹」の植栽、「みどりの集会」等を通して家庭での緑化推進の啓発に努めます。







★計画を効果的に推進するにあたり、以下の数値を環境指標として 設定し、計画の実施状況や成果を検証していきます。

なお、環境指標は、計画の推進段階においても必要に応じて追加していきます。

NO.	環境指標		単位	計画策定時 現状値 (平成 18 年度)	計画策定時 中間目標値 (平成 24 年度)	中間見直し時 現状値 (平成 24 年度)	計画策定時 目指す方向 (平成 29 年度)
301	公害防止協定の締結数		件	121	140	135	170
302	公害苦情の年度内解決率		%	51	60	67	70→85 (中間見直し により修正)
303	星がよく見えるようになっ	たと思う市民の割合	%	71	75	63. 9	80
304-1	大気中の二酸化硫黄濃 度(日平均値の2%除外	熊谷一般環境大気 測定局	mqq	0.003	現状値以下 (参考) 環境	0.002	現状値以下 (参考) 環境
304 1	值)	肥塚自動車排出ガ ス測定局	ppm	0.005	基準値 0.04 以下	0.002	基準値 0.04 以下
	上によって野ルの主連	熊谷一般環境大気 測定局		0. 031	現状値以下 (参考)環境	0. 027	現状値以下 (参考)環境
	大気中の二酸化窒素濃度 (日平均値の年間 98%値)	熊谷妻沼東一般環 境大気測定局	mqq	0. 035	基準値 0.04 から 0.06、	0.030	基準値 0.04 から 0.06、
		肥塚自動車排出ガ ス測定局		0.043	またはそれ 以下	0.040	またはそれ以 下
	大気中の一酸化炭素濃	熊谷一般環境大気 測定局		0.8	現状値以下 (参考) 環境	0. 5	現状値以下 (参考) 環境
304-3	度(日平均値の2%除外値)	肥塚自動車排出ガ ス測定局	ppm	0.8	基準値 10 以 下	0.6	基準値 10 以 下
		熊谷一般環境大気 測定局		0.060	現状値以下	0. 049	現状値以下 (参考)環境
304-4	大気中の浮遊粒子状物 質濃度 (日平均値の 2%	熊谷妻沼東一般環 境大気測定局	${\rm mg}/{\rm m}^{\rm 3}$	0.080	(参考) 環境 基準値 0.1 以	0. 052	基準値 0.1 以 下
	除外値)	肥塚自動車排出ガ ス測定局		0. 097	下	0. 052	
004.5	大気中の微小粒子状物	熊谷一般環境大気 測定局	$\mu \text{ g/m}^3$	_	_	*1	環境基準値
304-5   質濃度 (日平均値の   98%値)	質濃度 (日平均値の年間 98%値)	肥塚自動車排出ガ ス測定局	μg/m³		_	*1	15μg/m³以下
004.3	光化学オキシダント濃 度環境基準達成状況	熊谷一般環境大気 測定局		0. 144	環境基準値 以下	0. 175	環境基準値
304-6	(昼間 1 時間値の最高 値)	熊谷妻沼東一般環 境大気測定局	ppm	0. 139	環境基準値 0.06以下	0. 132	0.06以下

\_

<sup>\*1</sup> 測定時間数が 6,000 時間未満の場合、測定結果は年間測定結果としての信頼性に欠け、参考値として扱われる。

NO.	環境指標		単位	計画策定時 現状値 (平成 18 年度)	計画策定時 中間目標値 (平成 24 年度)	<u>中間見直し時</u> 現状値 (平成 24 年度)	計画策定時 目指す方向 (平成 29 年度)
305	酸性雨 ※平成 21 年度からは東秩父測定局の測定結 果		рΗ	5. 07	現状値より 改善 (参考)酸性 雨は5.6以下 3.5以下は被 害発生の恐 れあり	5.02 (平成 23 年度)	現状値より改善 善(参考)酸性 雨は5.6以下 3.5以下は被 害発生の恐れ あり
306-1	公共交通に満足している市民	の割合	%	45	50	44	55
306-2	ゆうゆうバス利用者数		人	153, 278	_	200, 897	225, 000
307	次世代自動車*1の導入数(庁	用車)	台	1	30	22	60→30 (中間見直し により修正)
308-1	自動車騒音	昼間	%	81.8 (11 地点中 9 地点達成)		100 (12 地点中 12 地点達成)	
000 1	環境基準達成状況	夜間	76	54.5 (11 地点中 6 地点達成)	100 (全地点達	75 (12 地点中 9 地点達成)	100 (全地点達
308-2	自動車騒音	昼間	%	100 (11 地点中 11 地点達成)	成)	100 (12 地点中 12 地点達成)	成)
	要請限度達成状況	夜間	, ,	90.9 (11 地点中 10 地点達成)		100 (12 地点中 12 地点達成)	
308-3	自動車騒音常時監視 環境基準達成状況		%	_	_	94. 8	100
	新幹線騒音環境基準達成状況(28	im 地点)		50 (2 地点中 1 地点達成)		50 (2 地点中 1 地 点達成)	
309	新幹線騒音環境基準達成状況(50	m 地点)	%	50 (2 地点中 1 地点達成)	100 (全地点達 成)	50 (2 地点中 1 地 点達成)	100 (全地点達 成)
	新幹線騷音環境基準達成状況(100m 地点)			100 (2 地点中 2 地点達成)		100 (2 地点中 2 地 点達成)	
310	新幹線振動指針達成状況(25m 地点)		%	100 (2 地点中 2 地点達成)	100 (全地点達 成)	100 (2 地点中 2 地 点達成)	100 (全地点達 成)
311	熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合		%	41	45	49. 4	50→52 (中間見直し により修正)
312	ごみゼロ運動参加者数		人	59, 410	62, 500	53, 235	65, 500
313	都市公園等設置数(国・県公園は	除く)	箇所	112	120	134	125→145 (中間見直し により修正)

\_

 $<sup>^{*1}</sup>$ 中間見直し前は「低公害車」としていたが、中間見直し後は「次世代自動車」に変更。

# 第5章 基本方針と基本施策

NO.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (平成 18 年度)	計画策定時 中間目標値 (平成 24 年度)	中間見直し時 現状値 (平成 24 年度)	計画策定時 目指す方向 (平成 29 年度)
314	公園サポーター制度を導入している割合	%	32	80	68	100→80 (中間見直し により修正)
315	緑化道路延長	m	43, 639	44, 089	45, 020	45, 639

# 4 環境目標Ⅳ「地球環境の保全・創造に寄与する人をつくります」

# 基本方針 IV-1

# 環境意識の啓発

市は、環境の保全・創造に関する取組を率先して実践し、その推進状況を積極的に公開して市民や事業者とともに、環境保全の意識の高揚を図ります。また、環境に関する最新の情報の提供と普及を図り、市民の環境活動を促進します。

# 施策① 環境情報の発信

- 環境情報の提供による意識の啓発
  - ●市報やホームページ、地域の情報・サービスを提供する地域ポータルサイト等の 各種メディアを活用し、市民が必要とする環境情報を広く周知します。
  - ■環境白書等により、市の環境の現状に関する情報の提供を、継続して行います。
  - ●宅配講座等により、最新の環境情報の提供と環境に関する意識の啓発を、継続して行います。
  - ●各種イベントにおいて、環境保全意識の普及啓発を図ります。
- 行政の環境活動率先行動
  - ●市職員は事務・事業において、率先して環境への配慮行動を実践し、取組の状況を公表します。

#### 施策② 環境に配慮した行動の普及啓発

- 身近な自然環境と触れ合う機会の確保
  - ■環境保護・保全の意識の向上を促すため、自然観察会や自然体験など、市民が身 近な自然と触れ合うことのできる機会を設けます。
  - ●市民が、身近な河川や池沼を維持・保全する意識を抱いてもらうきっかけとなるよう、水辺に触れ合える機会を設けます。
  - ●市域に荒川と利根川の二大河川を抱える都市として、より多くの人々が水辺に親しむ機会を創出し、広域的に情報を発信します。

#### ● 資源を大切にする行動の啓発

- 「くまがやエコライフフェア」や「リサイクルフェア」等を通じ、マイバッグ利用等市民に対して資源の有効活用の実践を啓発します。
- ●市民や事業者が、環境に配慮したライフスタイル・事業活動を確立できるよう省 エネルギー活動の実践の普及啓発を図ります。
- ●「環境美化推進員」制度を継続し、ごみの適正排出の指導及びごみの減量化、資源化の推進などの普及啓発を図ります。
- ●市民が水に関する関心をもち、理解を深めるために、水の大切さの啓発や節水意識の高揚を図る機会を設けます。

#### ● 緑化活動の啓発

●緑の保全・創出は、景観の保全とともに二酸化炭素の吸収による地球温暖化の抑制や、蒸散作用・断熱効果等によりヒートアイランド対策に有効であることを啓発し、市民の緑化活動に対する関心及び理解の向上を図ります。



# 基本方針 Ⅳ-2

# 環境教育・環境学習の推進

家庭や学校、職場、地域など日常のあらゆる場面において、環境について考え、話し合うことで市民一人ひとりが環境問題の本質を正しく理解し、環境に配慮した行動を実践する必要があります。環境問題の理解と解決のために、環境教育・環境学習を推進していきます。

# 施策① 環境教育の推進

- 子どもたちの環境教育の推進
  - ■環境に関する講座、環境関連施設の見学並びに自然や水辺の観察会などを実施することにより、子どもたちの環境保全の意識を啓発します。
  - ●研究発表会や表彰制度などにより、学校での環境教育をさらに推進していきます。
  - ■環境教育プログラムにより、日常生活の中から資源使用の抑制を実行していくことのできるマネジメント能力を育成します。
  - ●学校や地域社会で行う「こどもエコクラブ」の活動を支援します。
  - ●子どもたちが身近な自然との関わりをもつことができるよう、学校ビオトープの 設置拡充を図ります。

# 施策② 環境学習の推進

- 生涯学習活動における環境学習の推進
  - ●生涯学習拠点施設を利用した環境学習活動を推進します。
  - 多くの人が環境学習の機会を持てるよう、環境学習講座や宅配講座等をさらに拡充します。
  - ●地域の大学や NPO 等と連携して、環境公開講座の開講等を推進し、市民の環境への理解を深めるための学習機会の充実を図ります。
  - ●各種イベントにおいて、環境保全意識の普及啓発を図ります。

# 基本方針 Ⅳ-3

# 協働による環境活動の推進

様々な環境問題を解決していくため、また、地域の環境資源を保全・創造し、将来の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、環境団体、市等のパートナーシップのもとで、お互いの特性を活かし、役割を分担して行動します。

# 施策① 環境活動団体や地域での環境活動の支援

- 自主的な環境活動の支援
  - ●市民の自主的な取組を促すため、地域や環境団体による環境保全活動を支援します。
- 環境活動リーダーの育成
  - ■環境活動の活発化を図るために、活動の中心となりリーダーシップを発揮できる 人材を発掘し、育成します。
- 地域の環境活動の支援
  - ●それぞれの地域が環境活動を展開できるよう、地域コミュニティにおける環境活動を積極的に支援します。

# 施策② 環境活動のパートナーシップの育成

- 交流の場の創出
  - ■環境ボランティアや環境カウンセラー等、環境関係指導者の登録制度を創設します。
  - ■環境ボランティアや環境カウンセラー等、環境関係指導者の交流や情報交換の場を整備します。
- 協働による取組の推進
  - ●各種協議会による、協働による環境の取組の推進を図ります。
  - ●民間資金の活用による市民の環境活動を継続して支援します。



★計画を効果的に推進するにあたり、以下の数値を環境指標として 設定し、計画の実施状況や成果を検証していきます。

なお、環境指標は、計画の推進段階においても必要に応じて追加していきます。

NO.	環境指標	単位	計画策定時 現状値 (平成 18 年度)	計画策定時 中間目標値 (平成 24 年度)	<u>中間見直し時</u> 現状値 (平成 24 年度)	計画策定時 目指す方向 (平成 29 年度)
401	市ホームページのアクセス数(月間)	件	50, 000	75, 000	144, 977	100,000 →150,000 (中間見直しに より修正)
402	地域ポータルサイトのアクセス数 (月間)	件	9, 000	15, 000	107, 617	24,000 →120,000 (中間見直しに より修正)
403	環境講座の受講者数	人	625	800	70	1,000
404	こどもエコクラブに登録した団体数	団体	20	30	32	60
405	公共施設の利用率	%	36	40	38.8	45
406	地域大学と連携した環境公開講座数	□	5	8	4	12→6 (中間見直しに より修正)
407	一日エコライフ DAY の取組人数 (職員・家族)	人	831 (平成19年度)	1, 200	1, 074	1, 500
408	くまがやエコライフフェア 参加・協賛団体数	団体	58 (平成19年度)	68	64	78
409	環境美化推進員数	人	463	490	465	520
410	地球温暖化防止活動推進員数	人	5	16	29	30
411	学校における児童環境教育に取り組んだ 児童数	人(累計)	5,590 (平成 18 年度 まで累計)	17, 100	13, 885	28,800 →21,800 (中間見直しに より修正)
412	フラワーキーパー登録数	人	54	60	52 人、2 団体	110→60 (中間見直しに より修正)
413	埼玉県ロードサポーター団体登録数	団体	30	45	37	60